

令和8年度

川崎市食品衛生監視指導計画

(案)

みんなで守ろう！
食中毒予防3原則



つけない！



ふやさない！



やっつける！



はじめに

この度、市民の皆様からの御意見等を踏まえ、「令和8年度川崎市食品衛生監視指導計画」を策定しました。

この計画に基づき、食品の検査や食品等事業者の監視指導などを効果的かつ効率的に行うとともに、食品衛生の正しい知識の普及や関係者間相互の意見交換などの取組を通じ、市民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護を目指していきます。



目次

第1 監視指導の実施体制等.....	1
第2 監視指導の実施内容.....	4
第3 食中毒等健康危害発生時の対応.....	7
第4 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進.....	8
第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション).....	9
別表1 主な食品群ごとの重点監視指導項目	12
別表2 標準立入検査回数	13
別表3 収去等実施計画.....	14
用語解説集	15

第1 監視指導の実施体制等

1. 監視指導の実施機関

(1) 保健所

ア 健康福祉局保健医療政策部

(ア) 生活衛生課

a 食品安全担当

食品衛生に係る事業の企画立案や関係機関との連絡調整を行います。

また、食品等事業者の法令遵守状況、食中毒発生状況、苦情事例等を分析するとともに、市民や関係機関等と意見交換や情報交換を行い、食品衛生監視指導計画を策定・公表します。

b 監視・表示担当

大規模食品製造施設等の監視指導を専門的に行うとともに、HACCPに沿った衛生管理の導入確認を行います。

また、食品表示法に係る事業の企画立案や関係機関との連絡調整を行うとともに、食品表示に係る相談や苦情、表示違反が疑われる事案では、関係機関と連携して食品表示法に基づく監視指導を行います。

(イ) 中央卸売市場[※]食品衛生検査所

国内外からの多種多様な食品が大量に流通する

中央卸売市場北部市場及び大規模食品製造施設等の

監視指導、卸売市場流通食品等の検査を行います。

また、HACCPに沿った衛生管理の導入確認を行う

とともに、食品衛生情報の提供及び啓発活動を行います。

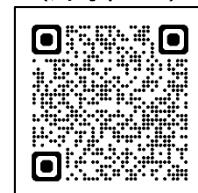
中央卸売市場
食品衛生検査
(川崎市 HP)



イ 各区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)衛生課

食品等取扱施設の監視指導を行うとともに、食品等の
収去[※]検査や官能検査[※]を行います。また、市民や食品等
事業者からの相談に対応するとともに、HACCPに沿った
衛生管理の導入確認並びに衛生教育及び啓発活動を
行います。

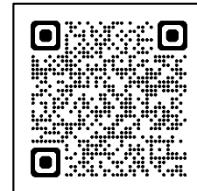
食品衛生
監視員の仕事
(川崎市 HP)



(2) 健康安全研究所

収去検体や苦情食品等の試験検査を実施するほか、
食中毒等が発生した場合には病原物質の検査を行います。
また、その検査情報を本市ホームページ(健康安全研究所)
に掲載します。

健康安全研究所
(川崎市 HP)



また、食品衛生法に規定される検査等の業務管理※要領の改正を見据えた精度管理を推進し、必要な検査機器の整備に努めるとともに、食の安全に関する多様な調査研究により公衆衛生上の課題解決を目指します。

2. 食品衛生監視員※・検査員の人材育成及び資質の向上

効果的・効率的に業務を実施するため、研究発表会や研修会等に職員を派遣し、専門知識、検査技術、情報収集力、コミュニケーション能力等の向上に努めます。

また、HACCPに沿った衛生管理の導入及び定着を推進するため、専門性の高い食品衛生監視員の育成や、健康危機管理に適切に対応するための教育訓練を実施します。

3. 関係機関との連携体制

(1) 庁内関係部局

社会福祉施設等を所管することも未来局や健康福祉局の各部(感染症対策部門、健康増進部門等)をはじめ、経済労働局の都市農業振興センターや消費者行政センター等と連携して対応します。

(2) 関係自治体

全国食品衛生主管課長会議等において課題を共有するとともに、広域流通食品に係る違反を発見した場合や食中毒が発生した場合は、連携して対応します。

(3) 国の機関

ア 厚生労働省

広域的な食中毒が発生した場合は、厚生労働大臣が設置した広域連携協議会※を活用し、国や都道府県等と相互に連携協力して対応します。また、輸入食品に係る違反が発見された場合も連携して対応します。

イ 消費者庁

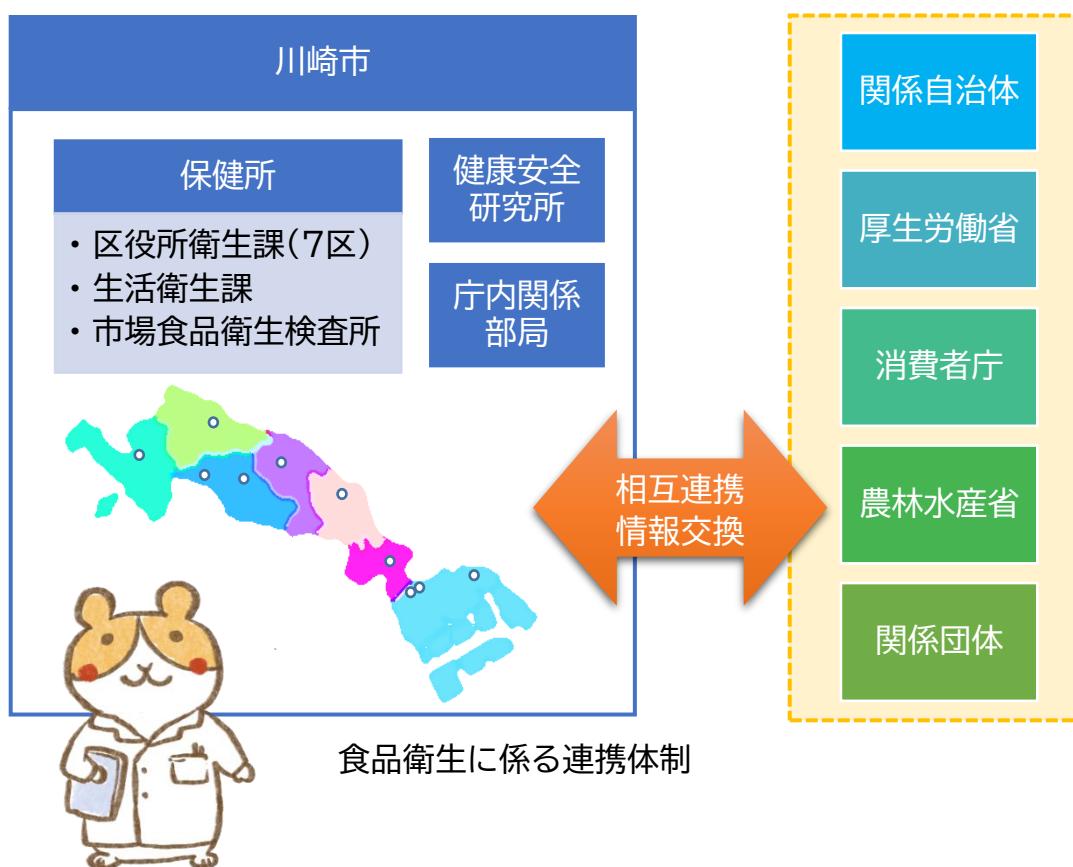
広域かつ重大な健康被害の発生につながるおそれがある表示違反が発生した場合は、連携して対応します。

ウ 農林水産省

食品表示法の品質事項に係る違反で、事業者が広域事業者である場合や農畜水産物の残留農薬[※]基準違反等が発生した場合は連携して対応します。

(4) 関係団体

一般社団法人川崎市食品衛生協会[※]等と連携し、衛生講習会や情報提供を通じて、食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理の導入等を支援するとともに、市民への啓発活動を行います。



第2 監視指導の実施内容

1. 監視指導の実施に関する基本方針

(1) 立入検査

ア 監視指導事項

食品衛生法で定める規格又は基準への適合等について確認するとともに、その遵守を徹底します。

また、食品群ごとに、食品供給の行程(フードチェーン)の各段階に応じて重点監視項目を定めた「主な食品群ごとの重点監視指導項目」(別表1)を踏まえ、監視指導を行います。

イ 実施計画

食品の流通実態、食中毒発生状況、HACCPに沿った衛生管理の状況等に応じて施設への「標準立入検査回数」(別表2)を設定し、デジタル技術や分析データも活用し、効果的・効率的な監視指導を行います。その他公衆衛生に与える影響が少ない営業として届出を要さない施設は、相談や食品表示に関する届出等があった場合に、必要な監視指導を行います。

(2) 収去検査等

食肉等、乳及び乳製品、食鳥卵、水産食品、野菜等の食品群ごとに、違反状況等を分析し、リスクの高い食品について、収去検査を実施して、食品衛生法で定められた成分規格のほか、食品表示法で定められた食品表示基準への適合状況等を確認します。収去検査にあたっては、年間の「収去等実施計画」(別表3)を設定し、計画に基づいて効率的に実施します。



小売店での監視



卸売市場での監視



給食施設での監視

(3) 違反発見時の対応

立入検査により違反を発見した場合には、口頭で指導を行い、改善が図られないときは、書面による指導や必要な場合は行政処分を行うとともに、改善が図られたことを確認します。

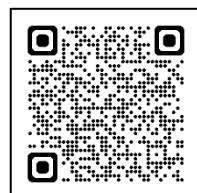
収去検査等の結果、違反食品等を発見した場合は、製造・加工・輸入等を行った施設の調査を実施し、原因究明及び再発防止を指導し、
必要に応じて違反食品の回収・廃棄等の措置を講じます。

また、違反食品等の製造施設等が市外の場合には、
関係自治体へ通報し、連携して対応します。

行政処分等を行った場合は、違反内容等を公表する

とともに、関係法令に基づき、国の機関と必要な通知を行います。

食品衛生法
違反者等の公表
(川崎市 HP)



2. 重点的に監視指導を実施する事項

(1) HACCPに沿った衛生管理

衛生管理計画及び手順書並びに衛生管理の実施状況の記録を確認し、食品等事業者が適切に作成・実施するよう指導を行います。特に小規模な食品等事業者については、負担軽減を図るため、食品等事業者団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書や川崎市が作成した動画等を用いて指導等を行います。

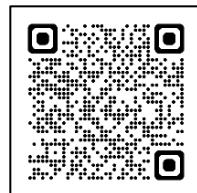


HACCP 安全流程记录表	
日期：_____	
时段：_____	
操作员：_____	
操作地点：_____	
操作内容：_____	
操作方法：_____	
操作时间：_____	
操作温度：_____	
操作湿度：_____	
操作人员：_____	
操作工具：_____	
操作设备：_____	
操作环境：_____	
操作结果：_____	
操作异常：_____	
操作备注：_____	

卷	卷名	卷数	页数	卷数	页数
卷一	卷一	1	1-100	1	1-100
卷二	卷二	1	101-200	1	101-200
卷三	卷三	1	201-300	1	201-300
卷四	卷四	1	301-400	1	301-400
卷五	卷五	1	401-500	1	401-500
卷六	卷六	1	501-600	1	501-600
卷七	卷七	1	601-700	1	601-700
卷八	卷八	1	701-800	1	701-800
卷九	卷九	1	801-900	1	801-900
卷十	卷十	1	901-1000	1	901-1000
卷十一	卷十一	1	1001-1100	1	1001-1100
卷十二	卷十二	1	1101-1200	1	1101-1200
卷十三	卷十三	1	1201-1300	1	1201-1300
卷十四	卷十四	1	1301-1400	1	1301-1400
卷十五	卷十五	1	1401-1500	1	1401-1500
卷十六	卷十六	1	1501-1600	1	1501-1600
卷十七	卷十七	1	1601-1700	1	1601-1700
卷十八	卷十八	1	1701-1800	1	1701-1800
卷十九	卷十九	1	1801-1900	1	1801-1900
卷二十	卷二十	1	1901-2000	1	1901-2000
卷二十一	卷二十一	1	2001-2100	1	2001-2100
卷二十二	卷二十二	1	2101-2200	1	2101-2200
卷二十三	卷二十三	1	2201-2300	1	2201-2300
卷二十四	卷二十四	1	2301-2400	1	2301-2400
卷二十五	卷二十五	1	2401-2500	1	2401-2500
卷二十六	卷二十六	1	2501-2600	1	2501-2600
卷二十七	卷二十七	1	2601-2700	1	2601-2700
卷二十八	卷二十八	1	2701-2800	1	2701-2800
卷二十九	卷二十九	1	2801-2900	1	2801-2900
卷三十	卷三十	1	2901-3000	1	2901-3000
卷三十一	卷三十一	1	3001-3100	1	3001-3100
卷三十二	卷三十二	1	3101-3200	1	3101-3200
卷三十三	卷三十三	1	3201-3300	1	3201-3300
卷三十四	卷三十四	1	3301-3400	1	3301-3400
卷三十五	卷三十五	1	3401-3500	1	3401-3500
卷三十六	卷三十六	1	3501-3600	1	3501-3600
卷三十七	卷三十七	1	3601-3700	1	3601-3700
卷三十八	卷三十八	1	3701-3800	1	3701-3800
卷三十九	卷三十九	1	3801-3900	1	3801-3900
卷四十	卷四十	1	3901-4000	1	3901-4000
卷四十一	卷四十一	1	4001-4100	1	4001-4100
卷四十二	卷四十二	1	4101-4200	1	4101-4200
卷四十三	卷四十三	1	4201-4300	1	4201-4300
卷四十四	卷四十四	1	4301-4400	1	4301-4400
卷四十五	卷四十五	1	4401-4500	1	4401-4500
卷四十六	卷四十六	1	4501-4600	1	4501-4600
卷四十七	卷四十七	1	4601-4700	1	4601-4700
卷四十八	卷四十八	1	4701-4800	1	4701-4800
卷四十九	卷四十九	1	4801-4900	1	4801-4900
卷五十	卷五十	1	4901-5000	1	4901-5000
卷五十一	卷五十一	1	5001-5100	1	5001-5100
卷五十二	卷五十二	1	5101-5200	1	5101-5200
卷五十三	卷五十三	1	5201-5300	1	5201-5300
卷五十四	卷五十四	1	5301-5400	1	5301-5400
卷五十五	卷五十五	1	5401-5500	1	5401-5500
卷五十六	卷五十六	1	5501-5600	1	5501-5600
卷五十七	卷五十七	1	5601-5700	1	5601-5700
卷五十八	卷五十八	1	5701-5800	1	5701-5800
卷五十九	卷五十九	1	5801-5900	1	5801-5900
卷六十	卷六十	1	5901-6000	1	5901-6000
卷六十一	卷六十一	1	6001-6100	1	6001-6100
卷六十二	卷六十二	1	6101-6200	1	6101-6200
卷六十三	卷六十三	1	6201-6300	1	6201-6300
卷六十四	卷六十四	1	6301-6400	1	6301-6400
卷六十五	卷六十五	1	6401-6500	1	6401-6500
卷六十六	卷六十六	1	6501-6600	1	6501-6600
卷六十七	卷六十七	1	6601-6700	1	6601-6700
卷六十八	卷六十八	1	6701-6800	1	6701-6800
卷六十九	卷六十九	1	6801-6900	1	6801-6900
卷七十	卷七十	1	6901-7000	1	6901-7000
卷七十一	卷七十一	1	7001-7100	1	7001-7100
卷七十二	卷七十二	1	7101-7200	1	7101-7200
卷七十三	卷七十三	1	7201-7300	1	7201-7300
卷七十四	卷七十四	1	7301-7400	1	7301-7400
卷七十五	卷七十五	1	7401-7500	1	7401-7500
卷七十六	卷七十六	1	7501-7600	1	7501-7600
卷七十七	卷七十七	1	7601-7700	1	7601-7700
卷七十八	卷七十八	1	7701-7800	1	7701-7800
卷七十九	卷七十九	1	7801-7900	1	7801-7900
卷八十	卷八十	1	7901-8000	1	7901-8000
卷八十一	卷八十一	1	8001-8100	1	8001-8100
卷八十二	卷八十二	1	8101-8200	1	8101-8200
卷八十三	卷八十三	1	8201-8300	1	8201-8300
卷八十四	卷八十四	1	8301-8400	1	8301-8400
卷八十五	卷八十五	1	8401-8500	1	8401-8500
卷八十六	卷八十六	1	8501-8600	1	8501-8600
卷八十七	卷八十七	1	8601-8700	1	8601-8700
卷八十八	卷八十八	1	8701-8800	1	8701-8800
卷八十九	卷八十九	1	8801-8900	1	8801-8900
卷九十	卷九十	1	8901-9000	1	8901-9000
卷九十一	卷九十一	1	9001-9100	1	9001-9100
卷九十二	卷九十二	1	9101-9200	1	9101-9200
卷九十三	卷九十三	1	9201-9300	1	9201-9300
卷九十四	卷九十四	1	9301-9400	1	9301-9400
卷九十五	卷九十五	1	9401-9500	1	9401-9500
卷九十六	卷九十六	1	9501-9600	1	9501-9600
卷九十七	卷九十七	1	9601-9700	1	9601-9700
卷九十八	卷九十八	1	9701-9800	1	9701-9800
卷九十九	卷九十九	1	9801-9900	1	9801-9900
卷一百	卷一百	1	9901-10000	1	9901-10000

手引書・確認票

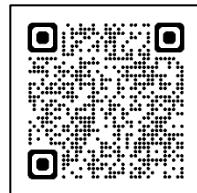
HACCPに関する お知らせ (川崎市HP)



(2) 食中毒対策

例年、ノロウイルス、カンピロバクター及び寄生虫を原因とした食中毒の発生件数が多いことを踏まえ、食品による健康被害を未然に防止するため、次の事項を中心として食中毒対策を実施します。

食中毒の予防
(川崎市 HP)

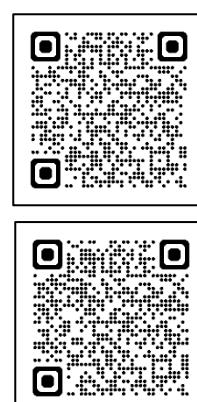


ア 大量調理施設等に対する食中毒対策

大量調理施設(弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院、福祉施設等)において食中毒が発生した場合には、大規模な食中毒となる可能性が高いことから、加熱、冷却、洗浄等メニューに応じた適切な管理が行われるよう監視指導を行います。特に、ノロウイルスは、調理従事者が関与する事例が多いため、調理従事者の健康管理、手洗いの徹底について、重点的に指導を行います。

イ 食肉を原因とする食中毒対策

食肉等による食中毒の病因物質であるカンピロバクター、腸管出血性大腸菌及びサルモネラに対しては、調理時に食肉等を中心部まで十分加熱することや、食品や器具の相互汚染を防止することが効果的であることから、飲食店営業者等に対し、重点的に監視指導を実施します。



ポスター(肉の加熱方法の注意喚起)

ウ アニサキス等の寄生虫による食中毒対策

近年、魚介類の生食が原因と推定されるアニサキス(寄生虫)による食中毒が多発しているため、生食用鮮魚介類を提供・販売する事業者に対して、鮮度確認及び目視確認を徹底し、必要に応じて、冷凍や加熱を実施するよう指導を行います。

エ その他の食中毒対策

(ア) 行事における食中毒対策

食品の提供を伴う行事が増加していることから、行事の主催者及び出店者双方に対し、提供可能な品目・品目数や衛生的な食品の取り扱い等について、助言指導を行います。

(イ) 持ち帰りや宅配等を行う飲食店等の監視指導

持ち帰り等の食品は、店内での提供よりも喫食するまでの時間が長く、食中毒のリスクが高まることから、調理済食品の温度管理や適切な手洗い方法等について普及啓発を図るとともに、監視指導を実施します。

(3) 食品表示対策

アレルゲン※、消費期限、保存方法等の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項の表示について、食品表示法※に規定する食品表示基準への適合を確認します。また、その遵守と違反時の迅速な対応を徹底します。



食品表示セルフチェックシート

3. 一斉取締り

細菌性食中毒が発生しやすい夏期や、食品流通量が増加する年末の時期には、厚生労働省や消費者庁が示す指針を踏まえ、監視指導を重点的に行います。

(1) 夏期食品一斉監視

令和8年7月1日から8月31日まで

(2) 年末食品一斉監視

令和8年12月1日から12月31日まで

(3) 緊急監視

危害度の高い違反が多発した場合や広域流通食品による大規模食中毒が発生した場合等には、緊急監視を行います。

第3 食中毒等健康危害発生時の対応

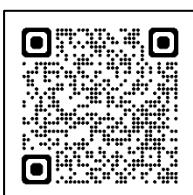
事前に収容や検査で必要な器材等を整備するとともに、食中毒等の発生時には、原因究明のため、府内外の関係機関と連携し、迅速かつ適切な調査を実施するととも

に、健康被害の拡大防止及び食中毒等の再発防止のために必要な措置を講じます。

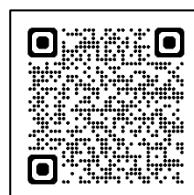
大規模又は重篤な食中毒が発生した場合は、危機管理本部と連携し、食中毒対策本部による全府的対策を講ずるとともに、必要な場合は、厚生労働省に対し疫学調査専門家チームの派遣等を要請します。

指定成分等含有食品※や機能性表示食品※等を含むいわゆる「健康食品」の摂取との関連が疑われる健康被害情報を探知した場合には、関係事業者による情報収集、行政機関への届出や情報提供等が適切に行われるよう指導するとともに、原因究明及び健康被害の拡大防止のため、医薬品担当部署、医療機関、厚生労働省、消費者庁等と連携して対応します。

なお、食品への意図的な異物混入のように犯罪に関係があると強く疑われる場合は、警察や農林水産省などの関係機関と連携して健康被害の拡大防止を図ります。



食中毒の発生状況
(川崎市HP)



機能性表示食品及び
特定保健用食品に係る
健康被害の情報提供
(川崎市HP)

第4 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

1. HACCPの取組支援及び食品衛生責任者等の資質向上

食品の安全性を確保するためには、食品等事業者が積極的に、自らが実施する衛生管理の向上に取り組むことが重要であることから、食品等事業者、従事者及び食品衛生責任者※を対象とした食品衛生講習会等により情報提供を行います。

特に、食品等事業者が自らの営業における衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理やHACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、指導を行います。



2. 食品等事業者による自主回収への対応

食品等事業者自らが食品等の回収を行う場合、食品衛生法又は食品表示法に基づく自主回収情報の届出により、食品等事業者の自主回収情報を的確に把握し、回収状況を確認するとともに、再発防止や消費者への注意喚起等必要な指導を行います。

また、必要に応じ国や関係自治体と連携し、食品等事業者の回収が円滑に進むよう支援します。

食品衛生法及び
食品表示法に係る
食品等の自主回収
(川崎市 HP)



3. 食品関係団体への支援

食中毒予防やHACCPに沿った衛生管理等について、食品衛生推進員に対する研修を会場集合型やオンラインを活用して実施するとともに、一般社団法人川崎市食品衛生協会と協力し、食品衛生指導員[※]研修会に出講することで、自主管理事業の推進を支援します。

また、高齢者世帯を対象とした配食等ボランティア活動や食品の提供を通じた介護予防活動、地域行事等における食品の取扱いについて、指導及び情報提供を行います。

第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)

1. 関係者相互間の意見交換

食品の安全性の確保に係る施策を的確に講じていくため、市民、食品等事業者、関係団体等とのリスクコミュニケーション(食品衛生監視員の体験会、施設見学等)により相互理解を深め、効果的・効率的に施策を実施します。



一日食品衛生監視員体験会(左:食品衛生検査所／右:市内食品工場)

2. 計画の実施状況の公表

監視指導計画の策定にあたっては、ホームページや「川崎市食の安全確保対策懇談会※」等において、意見を募集し、計画へ反映させます。

令和7年度川崎市食品衛生監視指導計画実施結果は
令和8年6月末までに、夏期・年末食品一斉監視の結果
については随時、ホームページで公表します。

監視指導計画
(川崎市 HP)



3. 市民・食品等事業者への情報提供

(1) 食品衛生情報の提供及び啓発活動

市民や食品等事業者に対し、ホームページ、SNS、リーフレット等により、本市オリジナルの食品安全推進キャラクター「ハムップ店長」等を活用した広報を実施するとともに、講習会や衛生教育により食品衛生に関する正しい知識やHACCPに沿った衛生管理等の普及啓発を行います。

また、特に近年流行している野生鳥獣肉(ジビエ)※、食中毒発生件数上位のアニサキス、高齢者や小児が発症すると重篤な症状を引き起こす腸管出血性大腸菌の食中毒が発生しないよう、正しい知識の普及に努めます。



街中ビジョン広報

川崎市
食品衛生チャンネル



(2) 食中毒多発期間における注意喚起等

ノロウイルス食中毒警戒情報※が発令された場合は、関係機関に情報提供し、周知を依頼するとともに、庁内での懸垂幕掲示等により、注意喚起を行います。

食中毒が多発する夏期や年末には、関係団体や食品衛生推進員※と連携して食品衛生キャンペーン等を実施します。

(3) 食品ロス削減推進の取組

食品ロス削減の取組として、食べ残し持ち帰りに当たっての法的及び衛生的な

リスクの低減を図り、消費者及び事業者双方の食べ残し持ち帰りに対する意識の変化や行動変容につなげるため、国が「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定したことから、消費者及び事業者双方に対して、食品の衛生的な取扱いや持ち帰る際の留意事項等について普及啓発等を実施します。

食品ロスの削減の
推進に関する法律等
(消費者庁 HP)



食品ロス削減のために
外食時にできること
(厚生労働省 HP)



安全・安心な食品づくり
と食品ロス削減
(川崎市 HP)



別表1 主な食品群ごとの重点監視指導項目

食肉、食鳥肉 及び 食肉加工品	食肉製品製造施設における製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
	食肉処理施設における衛生的な処理及び成型(結着)※、テンダライズ処理※、タンブリング処理※等の加工方法に関する指導
	枝肉及びカット肉の販売施設における保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
	食中毒の原因となる菌が付着している可能性がある食肉等の調理施設に対する加熱調理の徹底や食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底など衛生的な取扱いに関する指導
	市内流通品の検査(微生物、動物用医薬品、残留農薬、放射性物質等)
	生食用食肉(内臓を除く牛肉)の規格基準に基づく加工及び調理に関する指導
	牛肝臓及び豚の食肉(内臓を含む。)の生食用としての提供禁止、十分な加熱調理に関する情報提供等の調理基準等の遵守に関する指導
乳及び 乳製品	乳製品製造施設における製造基準の遵守及び衛生
	乳製品製造施設における製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
	調理及び販売施設における保存温度、衛生的な取扱いに関する指導
食鳥卵	製造及び加工施設における洗卵時及び割卵時の汚染防止に関する指導
	製造又は加工に係る記録の作成及び保存に関する指導
	製造及び加工施設における汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底に関する指導
	調理及び販売施設における保存温度、衛生的取扱いに関する指導
	調理及び販売施設における破卵等の検卵の徹底に関する指導
水産食品 (魚介類及び 水産加工品)	調理及び販売施設に対する生食用鮮魚介類等の保存温度、衛生的取扱いに関する指導
	水産加工品の保存温度、衛生的な取扱い等流通管理に関する指導
	ふぐ営業の認証施設等に対するふぐの適正な取扱い及び販売に関する指導
	市内流通品の検査(細菌、ノロウイルス、動物用医薬品、微量汚染物質、貝毒、ふぐ毒、放射性物質等)
	卸売市場等からの有毒魚介類等の排除
野菜、果物、 穀類、豆類、 種実類、茶等 及びこれら の加工品	遺伝子組換え表示対象原料、その加工品等を使用する製造施設等に対する分別生産流通管理※証明書の確認指導
	市内流通品の検査(残留農薬、防かび剤、遺伝子組換え食品※、放射性物質、微生物等)
	卸売市場等からの有毒植物等の排除
	いわゆる野菜浅漬製造施設、カット野菜及び果物加工施設における衛生的取扱い及び自主検査に関する指導
上記以外の 一般食品	製造者及び加工者による異物混入防止対策に関する指導
	製造者及び加工者による製造段階及び加工段階における低温保管等の温度管理に関する指導
	製造者及び加工者による食品表示ラベルの貼り間違え等の誤表示防止対策に関する指導
	添加物(製剤を含む。)の製造者及び加工者並びにこれを使用する食品の製造者及び加工者による使用添加物の確認に関する指導
	添加物(製剤を含む。)を使用して製造又は加工した食品についての市内流通品の検査

別表2 標準立入検査回数

対象施設 (中央卸売北部市場及び地方卸売南部市場内施設を除く)	立入検査回数
<ul style="list-style-type: none"> 前年度に食中毒を発生させた施設 工場形態の営業であって、全国を広く流通する食品の製造を行う大規模施設 HACCPに基づく衛生管理の対象となる食品製造施設 	年2回
<ul style="list-style-type: none"> HACCPに沿った衛生管理の対象となる施設(立入検査回数年2回及び随時、継続許可時等の施設を除く。) 認定小規模食鳥処理事業場 	年1回
<ul style="list-style-type: none"> 飲食店営業の一部(コンビニエンスストア等の簡易な飲食店、バー、まあじやん屋等、軽飲食等、仮設店舗による臨時営業等) 自動車及び自動販売機による営業 届出営業(集団給食施設を除く。) 	随時、継続許可時等

*HACCPに沿った衛生管理の導入を確認できた施設は、標準立入検査回数を減ずることができるものとします。

中央卸売市場 北部市場内施設	立入検査回数
魚介類販売業、食肉販売業、届出営業、水産製品製造業、そうざい製造業等	日1回
魚介類競り売り営業、野菜果物販売業(青果物卸売事業者に限る。)	年85回
飲食店営業、冰雪製造業、認定小規模食鳥処理事業場等	随 時

地方卸売市場 南部市場内施設	立入検査回数
魚介類競り売り営業、魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売を除く。)、野菜果物販売業	月1回
飲食店営業、食肉販売業、届出営業(野菜果物販売業を除く。)等	随 時

別表3 収去等実施計画

食 品 等 分 類	検 体 数	検 査 機 関		主 な 検 査 内 容						
		健 康 安 全 研 究 所	市 場 食 品 衛 生 檢 查 所	微 生 物	残 留 農 藥	食 品 添 加 物	動 物 用 医 藥 品	ア レ ル ギ ー 物 質	遺 伝 子 組 換 え 食 品	その 他 理 化 学 檢 查
魚 介 類	80	50	30	◎	-	-	◎	-	-	◎
冷凍食品	10	10	0	◎	-	◎	◎	-	-	-
魚 介 類 加 工 品	115	80	35	◎	-	◎	-	-	◎	◎
肉卵類及びその加工品	165	150	15	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎
乳製品・乳類加工品	5	5	0	◎	-	◎	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	5	5	0	◎	-	-	-	-	-	-
穀類及びその加工品	150	150	0	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎
野菜類・果物及びその加工品	400	370	30	◎	◎	◎	-	-	◎	◎
菓 子 類	85	80	5	◎	-	◎	-	◎	◎	-
清涼飲料水・酒精飲料	10	10	0	◎	-	◎	-	-	-	◎
その他の食品 (上記以外の食品)	65	60	5	◎	-	◎	-	◎	-	◎
その他の (手指・器具拭取り等)	410	180	230	◎	-	-	-	-	-	-
合 計	1,500	1,150	350	/	/	/	/	/	/	/

* その他理化学検査:貝毒、重金属、放射性物質などの検査

用語解説集

【あ行】

・ アニサキス

魚介類に寄生する寄生虫の一種で、その幼虫がサバ、アジ、イカ、イワシ、サンマなどに寄生します。魚介類の内臓に寄生しているアニサキス幼虫は、鮮度が落ちると、内臓から筋肉に移動することが知られています。アニサキスが寄生している魚介類を生又は加熱が不十分な状態で食べると感染することがあります。多くは食後2~8時間で、激しい腹痛、恶心、おう吐等の症状を呈します。

・ アレルゲン

食物の摂取により、身体が自身を過剰に防御することで、皮膚症状や消化器症状等の不利益な症状を起こすことを「食物アレルギー」といい、このような反応を引き起こす物質を「アレルゲン」といいます。アレルギーを起こしやすい食品やアレルギーを起こすと重症化する食品について、消費者の健康被害の発生を防止する観点から原材料表示が義務付けられました。現在、表示が義務付けられている原材料(特定原材料)は、えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)の8品目です。また、義務表示に

準ずるものとして、アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウифルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの20品目の表示が奨励されています。

・ 一般社団法人川崎市食品衛生協会

食品衛生法の趣旨に基づいて行政に協力し、飲食に起因する危害の発生を防止し、食品衛生の向上を図ることを目的として、昭和29年4月に設立された団体です。食品等事業者の食品衛生思想の向上及び業界の自主管理体制の確立を図るために、各種講習会を開催するほか、市の夏期・年末食品一斉監視に合わせて食品衛生指導員による巡回指導を実施とともに、食品衛生月間(8月)に保健所と連携して食品安全キャンペーン等を実施しています。

・ 遺伝子組換え食品

食品として用いられている植物等の性質を人間にとてより有利なものに変えるために、他の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、組み込む技術を応用した食品です。令和7年3月13日現在、9品目(じゃが

いも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ、パパイヤ、カラシナ)337品種の作物と86品目の食品添加物が、安全性審査の手続きを経ており、その輸入と国内流通が認められています。

- **卸売市場**

卸売市場は、生活に必要な生鮮食料品の安定供給や農林水産業の発展にも重要な役割を果たしています。本市には、農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場(北部市場)と神奈川県知事の認定を受けた地方卸売市場(南部市場)があります。北部市場は、首都圏における広域的食品流通の拠点を、南部市場は、地域密着型食品流通の拠点をビジョンとしています。

【か行】

- **川崎市食の安全確保対策懇談会**

食品の安全確保に関する施策について委員の意見を求める会議です。学識経験者、消費者、食品関係等の事業者9人以内の委員で構成されています。

- **官能検査**

五感(視・聴・味・嗅・触覚)を用いて物の特性を評価する方法です。食品の官能検査では、腐敗・変敗、かびの

発生、容器包装異常や表示内容などを確認しています。

- **カンピロバクター**

動物の腸管内に広く存在する細菌で、汚染された水や食品から人間に感染し、急性胃腸炎を起こします。他の食中毒に比べ少ない菌量で発症しますが、発症するまでの時間は平均2～5日と長い特徴があります。この菌による食中毒は、食肉の生食や加熱不十分な肉料理の喫食が主な原因となっています。

- **機能性表示食品**

国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる食品です。国が審査を行わないため、事業者は自らの責任において、科学的根拠を基に適正な表示を行う必要があります。

- **検査等の業務管理**

食品衛生検査施設において、検体の採取から検査結果の報告までの一連の作業について、標準作業書を定めて適切に実施するとともに、必要な記録を行い、それらを正しく保管することによって一定の水準が維持され

ていることを担保する仕組みです。そのほか、信頼性確保部門による内部点検、施設内部で行う内部精度管理、第三者機関が行う外部精度管理等があります。

- **広域連携協議会**

食品衛生法の改正に伴い、広域的な食中毒事案の発生防止等のための関係者の連携・協力を目的とし、国と関係自治体の情報共有の場として、設置された協議会です。緊急を要する場合には、厚生労働大臣は、協議会を活用し、広域的な食中毒事案に対応を行います。

【さ行】

- **サルモネラ属菌**

種類が非常に多く、人間に病原性がある種類も多い細菌で、人間や家畜その他多くの動物の腸内に存在し、河川、下水等の自然界にも広く分布しています。この菌による食中毒の原因食品として、食肉や卵等の畜産物が知られています。

- **残留農薬**

使用した農薬が、農産物等に残留したり、土壌を通じて移行したりしたものを残留農薬といいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人

の健康を損なうことがないよう、食品衛生法で食品に残留する農薬の成分量の限度が定められています。

- **指定成分等含有食品**

食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣及び内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて指定したものを見る食品です。

- **収去**

試験検査に供するために、食品衛生監視員が食品や食品添加物等を営業施設等から必要量を譲り受けることをいいます。収去に際しては、被収去者(食品等事業者)に対して収去証を交付します。

- **食品衛生監視員**

食品衛生法の規定に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために監視指導等を行います。食品衛生法により資格要件が定められています。

- **食品衛生指導員**

安全で衛生的な食品を提供するため、昭和35年に日本食品衛生協会が設けた制度です。営業施設等の巡回指導、製品の自主検査の推進、消費者への食品衛生思想の普及啓発等に活

躍しています。

- ・ **食品衛生推進員**

平成7年の食品衛生法の改正により創設された制度で、市長の委嘱を受け、地域の情報収集及び伝達、保健所活動への協力等地域の食品衛生の向上のために活動しています。

- ・ **食品衛生責任者**

施設の衛生管理にあたって、中心的な役割を担う者として営業者(器具又は容器包装を製造する営業者、食鳥処理の事業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業を行う者を除く。)が定めた者で、定期的に実務講習会を受講し、食品衛生に関する新たな知識の習得に努めるとともに、営業者の指示に従い、衛生管理に当たります。

- ・ **食品表示法**

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することを目的に平成25年に制定された法律です。それまで食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法に分かれていた食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として整理されました。

- ・ **成型(結着)**

他の食肉の断片を結着させ成型す

る処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあることから、処理をした旨及び飲食に供する際に十分な加熱を要する旨を表示することが必要とされています。

【た行】

- ・ **大量調理施設衛生管理マニュアル**

集団給食施設等における食中毒を予防するため、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項を示したものです。

- ・ **タンブリング処理**

食肉を調味料に浸けこむ処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあります。

- ・ **腸管出血性大腸菌**

病原性大腸菌の一種で、腸管内でベロ毒素という血便の原因となる毒性の強い毒素を放出します。食品とともに摂取され、少量の菌数でも食中毒を起こすことがあります。また、潜伏期間が長いため、原因の特定が難しい事例が多く見られます。特に、乳幼児や高齢者は、溶血性尿毒症症候群(HUS)や脳症など重症化する場合もあるので、注意を要します。

- ・ **テンダライズ処理**

食肉に針状の刃を刺し通し、原形を

保ったまま硬い筋や繊維を短く切斷する処理です。この処理により、病原微生物で内部が汚染されるおそれがあります。

- ・ **動物用医薬品**

畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用されるもので、抗生素質や寄生虫駆除薬等があります。食品衛生法で食品に残留する動物用医薬品の成分量の限度が定められています。

【な行】

- ・ **ノロウイルス**

手指や食品などを介して経口感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こします。健康な方は軽症で回復しますが、乳幼児や高齢者は重症化することがあります。ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬季に流行します。

- ・ **ノロウイルス食中毒警戒情報**

感染症発生動向調査として、定点医療機関から毎週報告される「感染性胃腸炎」の患者増加とノロウイルス食中毒の発生には関連性があることから、神奈川県では、12月1日又は10月1日以降に報告される感染性胃腸

炎患者数が、前週の値に比べ3週間連續して上昇した場合等に警戒情報を発令しています。警戒情報は、3月末日に解除されます。

【は行】

- ・ **HACCP(ハサップ)**

食品等事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷までの全工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法です。平成30年の食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者にHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が義務付けされました。

- ・ **分別生産流通管理(IPハンドリング)**

“遺伝子組換え食品ではない”又は“遺伝子組換え食品が含まれていないかどうか”を客観的に証明するため、「遺伝子組換え農産物」又は「非遺伝子組換え農産物」を、生産・流通・製造の各段階で混入しないよう分別して管理し、その内容を証明する書類により明確化する方法をいいます。

【や行】

- ・ 野生鳥獣肉(ジビエ)

シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣又はその肉のことです。生又は加熱不十分なジビエには、E型肝炎や腸管出血性大腸菌による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られています。

【ら行】

- ・ リスクコミュニケーション

リスクの管理や評価を行う機関、食品等の生産、製造、流通の関係者、消費者等が、それぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、関係者相互の理解を深めることができます。